

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月20日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス岡泉店

埼玉県白岡市岡泉字大山910番 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 誘導施設に該当するため、立地適正化計画に基づく届出を市に行うこと。

(2) 建築面積が200㎡を超えるため、景観法に基づき、届出を市に行うこと。

(3) 広告板、サインポールその他屋外広告物を表示又は設置する場合は、埼玉県屋外広告物条例で定める基準を確認し、必要な場合は、同条例に基づき許可の申請を市に行うこと。

2 縦覧期間

令和8年3月20日から令和8年4月20日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター